

田川市地域福祉計画策定・推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、田川市地域福祉計画に住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、田川市地域福祉計画策定・推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関して意見を述べ、又は助言を行う。

- (1) 田川市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 田川市地域福祉計画の推進に関すること
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 市民代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民生活部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。